

【新型コロナウイルス】クイーンズランド州政府、新たに北部準州 Alice Springs 行政区を感染多発地域 (hotspot) に指定 (7月1日 (木) 午前1時より施行済み)

●クイーンズランド (QLD) 州政府は、7月1日 (木) 午前1時より、新たに北部準州 Alice Springs 行政区を感染多発地域 (hotspot) に指定しました。

●上記以外に、ニューサウスウェールズ (NSW) 州シドニー大都市圏等の35行政地区、西オーストラリア州パース及びピールの両地方行政区並びに北部準州 Darwin、Palmerston、Litchfield、Wagait 及び Belyuen の各地方行政区等が hotspot に指定されています。これら QLD 州政府の指定する NSW 州、西オーストラリア州及び北部準州の hotspot 全体像については、以下の HP をご確認ください (英文のみ)。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/hotspots-covid-19#content-start>

●これら hotspot に過去14日間以内に滞在した場合、あるいは、hotspot に指定されて以降当該地域に滞在した場合には、QLD 州民は入州が認められますが、同州民以外は特別許可を得る必要があります。加えて、これら hotspot から入州する場合は (QLD 州民含む)、自己負担によりホテルでの14日間の隔離を行わなければなりません。

●なお、感染接触注意喚起については日々更新され、濃厚接触 (close contacts)、偶発接触 (casual contacts)、低リスク接触 (low risk contacts) のいずれも対象場所、日時が更に大幅に増えていますので、御注意下さい。

最新の感染接触注意喚起は、以下のとおりです (英文のみ)。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/contact-tracing>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所: Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話: 07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問)<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>

なお、外務省では、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」増補版を作成し、PDF版を以下URLにて掲載していますので、是非ご覧下さい(部数に限りはありますが、実物の冊子を希望する日系企業(但し、1社1冊)には、直接当館窓口でお渡しすることも可能ですのでご連絡下さい)。

https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html